

社会福祉法人つつじヶ丘学園定款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（ロ）特定相談支援事業の経営

（ハ）生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人つつじヶ丘学園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、地域の高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守すると共に、この法人の評議員のうちには、評議員の何れか一人及びその親族その他の特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2 評議員となることができない者は、次に掲げる者とする。

イ 法人

ロ 被成年後見人または被保佐人

ハ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ニ ハに該当する者を除くほか、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ホ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

- 3 評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事または職員を兼ねる事は出来ない（法第40条第2項）。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任する迄、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。ただし、評議員としての職務を果たすために要する費用は、別に規定を定め支払うものとする。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選出する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画書及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

- (11) 解散
- (12) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6月と3月の2回を開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名は、理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第一八条 社会福祉法人第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事

の何れか一人及びその親族その他の特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まる事にはならない。

- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員その他特殊の関係があるものであってはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があるものであってはならない。

（理事の職務及び権限）

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

（役員の任期）

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までの時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任する迄、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員の解任）

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが出来る。

- （1）職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二三条 理事及び監事に対する報酬は、無報酬とする。ただし、理事及び監事の職務を果たすために要する費用は、別に規程を定め支払うものとする。

（職 員）

第二四条 この法人に、職員若干名を置くことができる。

- 2 この法人の設置経営をする施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事（決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事）の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。但し、理事長が出席しなかったときは、出席した理事と監事の全員が記名押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番1所在のつつじヶ丘学園敷地
(18, 519. 93平方メートル)
 - (2) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1、4180番地6所在の木造合金メッキ鋼板葺2階建つつじヶ丘学園作業訓練室・倉庫一棟
(1階 128. 00平方メートル)
(2階 128. 00平方メートル)
 - (3) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建つつじヶ丘学園寄宿舍一棟
(2, 227. 54平方メートル)
 - (4) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番地1、4180番地6所在の軽量鉄骨造スレート葺平家建つつじヶ丘学園体育館一棟
(176. 00平方メートル)
 - (5) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番11所在の第二つつじヶ丘学園敷地
(1, 568平方メートル)
 - (6) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番12所在の第二つつじヶ丘学園敷地
(4, 359平方メートル)
 - (7) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番13所在の第二つつじヶ丘学園敷地
(3, 515平方メートル)
 - (8) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番16所在の第二つつじヶ丘学園

敷地 (3, 457.00平方メートル)

- (9) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才3003番33所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (482平方メートル)
- (10) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才3003番55所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (2, 222.00平方メートル)
- (11) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才3003番56所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (1, 488.00平方メートル)
- (12) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才3003番59所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (85平方メートル)
- (13) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才3003番65所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (94.00平方メートル)
- (14) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番14所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (403平方メートル)
- (15) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番地16、2973番地11、2
973番地12、2973番地13、2973番地14、2973番地1所在
の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建第二つつじヶ丘学園園舎一棟
(511.45平方メートル)
- (16) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番地16、2973番地11、2
973番地12、2973番地13、2973番地14所在の木造合金メッキ
鋼板ぶき平家建第二つつじヶ丘学園寄宿舍一棟 (678.51平方メートル)
- (17) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番地12所在の木造亜鉛メッキ鋼
板ぶき平家建第二つつじヶ丘学園園舎一棟 (508.82平方メートル)
- (18) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番地13所在の鉄筋コンクリート
造陸屋根平家建第二つつじヶ丘学園訓練棟一棟 (148.80平方メートル)
- (19) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番地13所在の木造スレート葺平
家建第二つつじヶ丘学園作業室一棟 (86.00平方メートル)
- (20) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番3所在のつつじヶ丘学園
敷地 (7, 064平方メートル)
- (21) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番17所在のつつじヶ丘学園
敷地 (1, 331平方メートル)
- (22) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番19所在のつつじヶ丘学園
敷地 (391平方メートル)
- (23) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番22所在のつつじヶ丘学園
敷地 (1, 842平方メートル)
- (24) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番26所在のつつじヶ丘学園
敷地 (2, 029平方メートル)
- (25) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番6所在のつつじヶ丘学園
敷地 (9, 595平方メートル)
- (26) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4180番7所在のつつじヶ丘学園
敷地 (1, 178平方メートル)
- (27) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4196番1所在のつつじヶ丘学園
敷地 (2, 242平方メートル)
- (28) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4198番4所在のつつじヶ丘学園
敷地 (970平方メートル)
- (29) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4198番6所在のつつじヶ丘学園
敷地 (520平方メートル)
- (30) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷4198番2所在のつつじヶ丘学園
敷地 (215平方メートル)

- (31) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4 1 9 8 番 3 所在のつつじヶ丘学園敷地 (1, 0 9 0 平方メートル)
- (32) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字毛谷 4 1 8 0 番地 1、4 1 8 0 番地 6 所在の木造セメント瓦葺平家建つつじヶ丘学園ケアホーム一棟 (1 3 9. 9 0 平方メートル)
- (33) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字黒田 2597 番 95 所在の第二つつじヶ丘学園敷地 (1, 7 8 7. 1 4 平方メートル)
- (34) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西黒田 2597 番 96 所在の第二つつじヶ丘学園敷地 (6 9. 6 1 平方メートル)
- (35) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西黒田 2597 番 193 所在の第二つつじヶ丘学園敷地 (4 9 3. 8 2 平方メートル)
- (36) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字三反地 3 0 0 5 番 8 所在の第二つつじヶ丘学園敷地 (3 9 8 平方メートル)
- (37) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字三反地 3 0 0 5 番地 8 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺二階建第二つつじヶ丘学園居宅 (1 階 8 2. 7 5 平方メートル)
(2 階 2 6. 8 1 平方メートル)
- (38) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才 2 9 7 3 番地 1 1 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建第二つつじヶ丘学園作業所一棟 (1 6 2. 0 0 平方メートル)
- (39) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才 2 9 7 3 番地 1 6 所在の鉄骨造瓦葺 2 階建第二つつじヶ丘学園自立支援訓練棟一棟 (1 階 9 0. 1 8 平方メートル)
(2 階 8 5. 6 8 平方メートル)
- (40) 熊本県球磨郡あさぎり町免田東字吉井 2 7 6 8 番 3 7 所在のつつじヶ丘学園敷地 (4 4 1. 0 0 平方メートル)
- (41) 熊本県球磨郡あさぎり町免田東字吉井 2 7 6 8 番地 3 7 所在の木造かわらぶき 2 階建つつじヶ丘学園ケアホーム (1 階 1 0 6. 2 5 平方メートル)
(2 階 7 5. 9 5 平方メートル)
- (42) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字黒田 2 5 9 7 番地 1 9 3、2 5 9 7 番地 9 5 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建第二つつじヶ丘学園ケアホーム一棟 (1 6 8. 7 4 平方メートル)
- (43) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字黒田 2 5 9 7 番地 9 5 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建第二つつじヶ丘学園ケアホーム一棟 (1 6 8. 7 4 平方メートル)
- (44) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西永才 2 9 7 3 番 1 所在の第二つつじヶ丘学園敷地 (1, 2 6 1 平方メートル)
- (45) 熊本県球磨郡錦町大字一武字雪草 1713 番 1 所在第二つつじヶ丘学園敷地 (1 9 2 8 平方メートル)
- (46) 熊本県球磨郡錦町大字一武字浦田 1610 番 1 所在第二つつじヶ丘学園敷地 (1 3 1 平方メートル)
- (47) 熊本県球磨郡錦町大字一武字浦田 1620 番 10 所在第二つつじヶ丘学園敷地 (2. 2 4 平方メートル)
- (48) 熊本県球磨郡錦町大字一武字雪草 1713 番 3 所在第二つつじヶ丘学園敷地 (3 0 平方メートル)
- (49) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才 2973 番地 11、2973 番地 12 所在の木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建第二つつじヶ丘学園事務所 (9 6. 8 8 平方メートル)
- (50) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才 2973 番地 1、2973 番地 11 所在の木造合金メ

ツキ鋼板ぶき平家建第二つつじヶ丘学園倉庫

(57.99平方メートル)

(51) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字京ノ塚4550番所在のつつじヶ丘学園
敷地 (1,138.05平方メートル)

(52) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字京ノ塚4553番所在のつつじヶ丘学園
敷地 (644平方メートル)

(53) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番47所在のつつじヶ丘学園
敷地 (1,157平方メートル)

(54) 熊本県球磨郡あさぎり町須恵字八日原4175番27所在のつつじヶ丘学園
敷地 (1,602平方メートル)

(55) 熊本県球磨郡あさぎり町免田西字永才2973番地16、2973番地11、2973番地
12、2973番地13、2973番地14、2973番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶ
き平家建第二つつじヶ丘学園作業棟 (32.07平方メートル)

(56) 熊本県球磨郡錦町大字一武浦田1607番3所在の第二つつじヶ丘学園
敷地 (9,120平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きを
とらなければならない。

(基本財産の処分)

第三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）三分の二以上の
同意、及び評議員会の承認を得て、熊本県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各
号に掲げる場合には、熊本県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設
整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための
資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産
を担保に供する場合（協調融資に係わる担保に限る。）

(資産の管理)

第二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有
価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理
事長が作成し、理事総数（現在数）三分の二以上の同意または承認を経て、評議員会の承認を
受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般
の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、
監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類 貸借対照表・収支計算書（資金収支計算書・事業活動計算書）

(4) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書

(5) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類の内、第1号、第3号、及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章 解散

(解 散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。ただし、処分されない財産は、国庫に帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、熊本県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を熊本県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人つつじヶ丘学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	桑原治毅
理 事	恒松武義
	島田正敏
	万江勉
	白石伝一
	愛甲俊男
	深川真晃
	守永源郎
	万江進
	恒松丈一

監 事	北川貞雄
〃	愛甲数男

附則 この定款は、認可日をもって施行する。

期日 平成23年03月18日
平成23年04月28日
平成24年07月12日
平成26年01月06日
平成26年12月18日
平成27年06月11日
平成28年03月02日
平成28年08月01日

(資産の区分) 第三〇条は、認可日 平成28年12月27日から施行する。それ以外は、平成29年04月01日から施行する。

平成29年08月30日
平成30年04月27日
平成31年02月04日